

南知多町障がい者計画及び第3期障がい福祉計画

(素案)

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1-1	計画策定の背景と趣旨	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画の期間	3
第2章	計画の基本的な考え方	5
2-1	計画の基本理念	5
2-2	計画の基本目標と体系	6
第3章	障がい者（児）をとりまく現状	9
3-1	総人口の状況	9
3-2	障がい者（児）の状況	10
3-3	公的サービスの提供状況	16
3-4	障がい者の雇用・就業の状況	22
3-5	障がい児の就学等の状況	23
3-6	人的資源等の状況	25
第4章	施策の方向	26
4-1	障がいを理解し、ともに生きる地域社会づくり	26
4-1-1	啓発・広報活動の推進	26
4-1-2	ボランティア活動の促進	27
4-1-3	福祉教育の推進	29
4-2	自立を支援し、いきいきと暮らせる環境づくり	31
4-2-1	相談体制・情報収集・提供の充実	31
4-2-2	障がい福祉サービスの充実	33
4-2-3	居住の場の確保	33
4-2-4	保健・医療サービスの充実	35
4-2-5	生活安定のための施策の充実	37
4-3	障がい者の可能性を拓げ、社会参加できる環境づくり	38
4-3-1	療育・教育の充実	38
4-3-2	障がい者の就労への支援	40
4-3-3	スポーツや生涯学習等への参加促進	42
4-4	安心して暮らせる環境づくり	43
4-4-1	総合的な福祉のまちづくり	43
4-4-2	移動・交通手段の確保	45
4-4-3	防犯・防災対策の推進	46

第5章	障がい福祉サービス等の実施目標	48
5-1	地域生活や一般就労への移行等の数値目標	48
5-2	障がい福祉サービスの必要な見込量及び確保の方針	51
5-3	地域生活支援事業の必要な見込量及び確保の方針	57
5-4	その他の地域生活を支えるサービスの充実	62
第6章	計画推進に向けて	63
6-1	計画や制度の周知と地域住民の理解促進	63
6-2	計画の推進体制の充実	64

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景と趣旨

本町では、「障害者基本法」に基づき、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」を理念に掲げた「南知多町障害者計画」を平成12年3月に策定し、この計画に基づいて、障がい者に関する諸施策の展開に努めてきました。

この間、わが国の社会保障制度がめまぐるしい変革時代を迎えつつある中、平成15年4月には、これまでの「措置制度」から、「支援費制度」へ移行しました。しかしながら、制度がスタートして間もなく、サービス利用の地域間格差の拡大や支援費の増大にともなう財政の圧迫などの問題点が明らかになりました。

そこで、国では、こうした制度上の諸課題の解決と障がいのある人々が利用できるサービスの充実を図ることなどをめざして、平成18年4月に「障害者自立支援法」を施行しました。また、これによって、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行いながら財源を確保し、必要な障がい福祉サービスを計画的に充実していくため、市町村において障がい福祉計画の策定が義務づけられました。

このような動向を踏まえ、本町では、「南知多町障がい福祉計画」を平成19年3月に策定しました。また、それに合せて、平成12年3月に策定した「南知多町障害者計画」を見直し、「南知多町障がい者計画・第1期南知多町障がい福祉計画」として、計画の一本化を図りました。

そして、平成21年3月には、障がい福祉計画を更新し、「南知多町障がい者計画・第2期南知多町障がい福祉計画」を策定しましたが、平成23年度をもって「第2期南知多町障がい福祉計画」の計画期間が終了を迎えます。このため、障がい福祉計画はもとより、障がい者計画部分も含めた計画全般を見直し、本計画を策定することになりました。

なお、国では、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、その会議を踏まえて平成22年6月29日には、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定しました。その中で、平成25年8月までには現行の「障害者自立支援法」を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法（仮称）」を制定することとされています。

このように制度改革の過渡期にあり、先行きが不透明な部分が多分にある状況にあることから、こうした動向を念頭におきつつも、当面は、現行法である「障害者基本法」と「障害者自立支援法」に基づいて策定した現行計画である「南知

多町障がい者計画・第2期南知多町障がい福祉計画」の基本理念や内容等を抜本的に変更することなく、基本的に現行計画を継承発展させていく形で、「南知多町障がい者計画・第3期南知多町障がい福祉計画」を策定するものとなりました。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」の第3期計画として、また、障害者基本法第9条第3項目に基づく「市町村障がい者基本計画」として、一体的に見直し策定したものです。

障がい者計画部分では、主に基本理念や基本目標と障がい者施策全般にわたって施策の基本的な方向を定めています。一方、障がい福祉計画部分は、障がい者計画の実施計画という位置づけで、各年度において、障がい福祉サービスや地域生活支援事業のサービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めています。

本計画は、国の障害者基本計画及び県の「21世紀あいち福祉ビジョン」を基本とするとともに、上位計画である「第6次南知多町総合計画」の基本構想に即するとともに、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画（子育て南知多プラン）等の障がい者等の福祉に関連する諸計画との整合を図りながら策定したものです。

	第3期南知多町障がい福祉計画	南知多町障がい者計画
根拠法令	障害者自立支援法第88条 (平成18年4月1日施行)	障害者基本法(改正法)第9条第3項 (平成19年4月1日施行)
計画の内容	○各年度における障がい福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画	○国の障害者基本計画及び県の障害者計画を基本とするとともに、町の上位計画である第6次総合計画における施策を踏まえた、障がい者のための施策に関する基本的な計画 ○長期的な見通しにたつて効果的な障がい者施策の展開を図る計画
他の計画との関係	障がい者基本計画のうち、障がい福祉サービス分野の実施計画	国の「障害者基本計画」及び愛知県の「21世紀あいち福祉ビジョン」を基本とした南知多町総合計画の部門計画

1-3 計画の期間

本計画のうち、障がい者計画は、平成24年度から平成33年度までの10か年計画です。障がい福祉計画は、国の基本指針で3年を1期とすることとされており、第3期計画として、平成24年度から平成26年度までを計画の期間としています。

なお、前述のとおり、現在、制度改革の過渡期にあることから、国の制度改革が明確になった時点で必要に応じて、抜本的な改訂も視野に入れた計画の見直しを行うものとします。

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27以降
計画名										
南知多町障がい者計画（障害者基本計画）	H12年2月に策定(H19年2月に見直し)						計画期間：H24～33年度			
南知多町障がい福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画				

< 障害者自立支援法 >

第八十八条（市町村障害福祉計画）

市町村は、基本方針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

< 障害者基本法 >

第十一条（障害者基本計画等）

3 市町村は、障害基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

第2章 計画の基本的な考え方

2-1 計画の基本理念

本計画は、障がいのある人がライフステージの全ての段階において自立した生活ができ、地域社会活動等に参加できる環境づくりをめざすものです。また、「ノーマライゼーション」「ソーシャル・インクルージョン※」の理念にたち、障がいのあるなしにかかわらず互いに助け合い、平等に生活し、活動できる社会の実現をめざします。

そのためには、障がいのある人が地域社会の一員として自立した生活を営み、自身の個性や能力を活かしながら社会に参加し、喜びを感じて生活できるように必要な支援策を講じていくことが重要です。また、建物、移動、情報、交流、理解など、ハード面とソフト面についてのバリアフリーを進め、誰もが住みやすいまちづくりをすすめる必要があります。

そこで、本計画では、すべての町民が福祉の担い手であり受け手であるという認識のもと、助け合いながら生きる地域社会の実現をめざし、基本理念を以下のように定めます。

■基本理念

**地域の人々が、ともに手を取り合い、
助け合いながら生きるまちの実現**

※ 「ソーシャル・インクルージョン」とは

ノーマライゼーションの理念の発展型と位置づけられる概念で、障がいのある人もそうでない人も、高齢者も子供もあらゆる人が必要な支援を受けながら地域社会に包み込まれて暮らすという考え方。

2-2 計画の基本目標と体系

2-2-1 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、基本的な目標を以下のように設定します。

基本目標1 障がいを理解し、ともに生きる地域社会づくり

障がいや障がい者に関する理解の促進や、ボランティア活動や福祉教育の充実などにより、障がいのある人もない人もだれもが、ともに生き、心かよいあう地域社会づくりを進めます。

基本目標2 自立を支援し、いきいきと暮らせる環境づくり

介護などの福祉サービスや保健・医療サービスの充実、生活安定のための施策の充実を図り、いきいきと暮らせる環境づくりを進めます。また、相談体制や情報収集・提供の充実を進めます。

基本目標3 障がい者の可能性を拓げ、社会参加できる環境づくり

就労や学習への支援の充実、スポーツ・文化などについての施策を充実することにより、障がい者の自立や自己実現の可能性を拓げ、社会参加できる環境づくりを進めます。

基本目標4 安心して暮らせる環境づくり

総合的な福祉のまちづくりや移動・交通手段の確保、防犯・防災対策の充実などにより、障がい者が地域の中で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

2-2-2 計画の体系

基本理念

“地域の人々が、ともに手を取り合い、
助け合いながら生きるまちの実現”

基本目標 1 障がいを理解し、ともに生きる地域社会づくり

- 施策体系
- 1-1 啓発・広報活動の推進
 - 1-2 ボランティア活動の促進
 - 1-3 福祉教育の推進

基本目標 2 自立を支援し、いきいきと暮らせる環境づくり

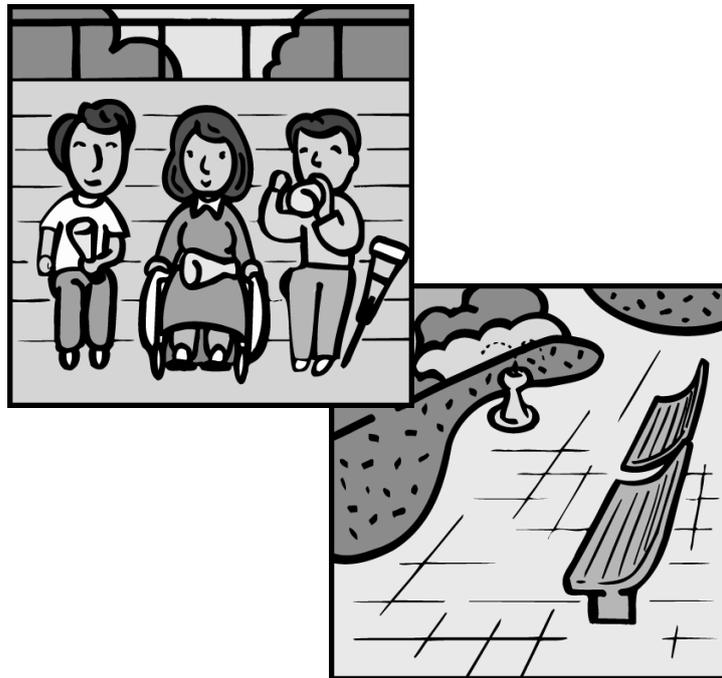
- 施策体系
- 2-1 相談支援・情報提供の充実
 - 2-2 障がい福祉サービスの充実
 - 2-3 居住の場の確保
 - 2-4 保健・医療サービスの充実
 - 2-5 生活安定のための施策の充実

基本目標 3 障がい者の可能性を拡げ、社会参加できる環境づくり

- 施策体系
- 3-1 療育・教育の充実
 - 3-2 障がい者の就労への支援
 - 3-3 スポーツや生涯学習活動等への参加促進

基本目標 4 安心して暮らせる環境づくり

- 施策体系
- 4-1 総合的な福祉のまちづくり
 - 4-2 移動・交通手段の確保
 - 4-3 防犯・防災対策の充実



第3章 障がい者（児）をとりまく現状

3-1 総人口の状況

3-1-1 南知多町の総人口及び高齢化率の状況

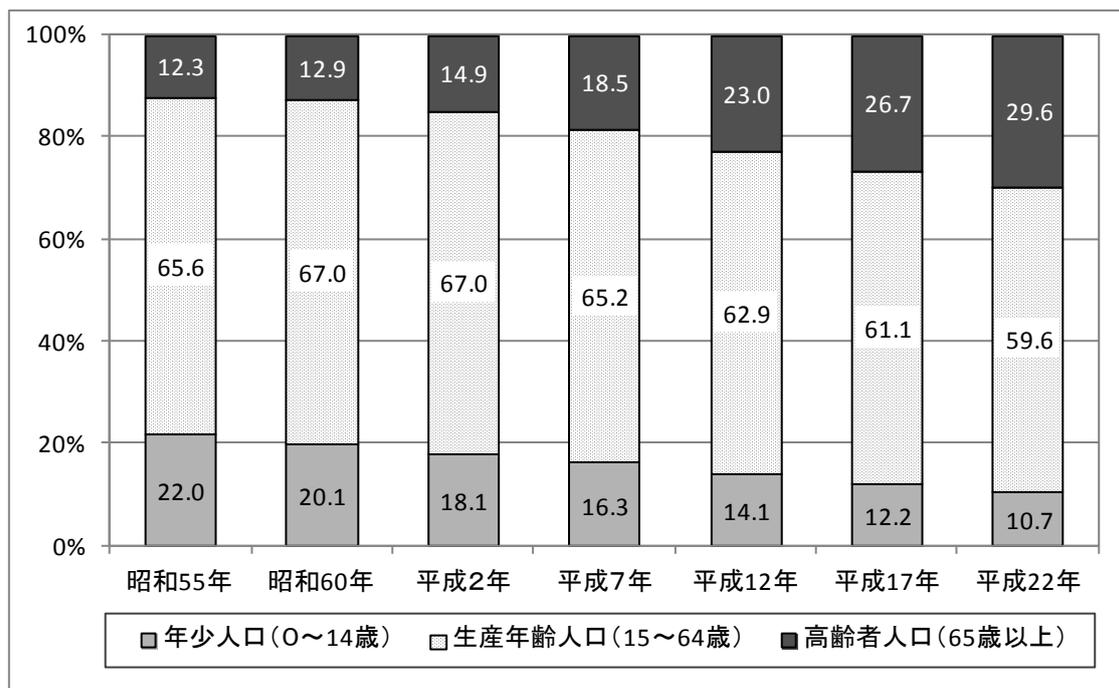
南知多町の総人口は減少傾向にあり、平成22年10月1日現在20,549人です。年齢3区分の割合は、平成2年から平成7年の間に年少人口と老年人口が逆転しています。平成22年10月1日現在では、年少人口が10.7%、老年人口が29.6%となっており、少子・高齢化が更に進展しています。また、これまで60%台を維持してきた生産年齢人口の割合が59.6%と6割を下回りました。

年齢別人口の推移

(人)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	27,017	26,809	25,954	24,846	23,250	21,909	20,549
年少人口 (0～14歳)	5,954	5,397	4,696	4,056	3,283	2,677	2,203
生産年齢人口 (15～64歳)	17,735	17,966	17,399	16,201	14,628	13,388	12,244
高齢者人口 (65歳以上)	3,328	3,446	3,859	4,589	5,339	5,844	6,081

資料：国勢調査（各年10月1日）



資料：国勢調査（各年10月1日）

3-2 障がい者（児）の状況

3-2-1 障がい者（児）の状況

南知多町の総人口に占める障がい者の割合は、身体障害者が4.4%、知的障害者が0.5%、精神障害者が0.7%となっています。

障がい者数の推移をみると、総人口は一貫して減少傾向にあるのに対して、障がい者数は微増微減を繰り返しながらも増加基調にあります。そのため、総人口に占める障がい者の割合も増加しています。

身体障がい者は平成19年以降減少傾向にあります。また、知的障がい者は微増微減を繰り返しながらも増加基調にあります。精神障がい者は平成21年以降急激に増加しています。

また、身体障がい者手帳と療育手帳の重複所持者は14人です。

年齢別身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
人口総数 (人)	20,221	2,743	4,333	7,097	6,048
身体障がい者手帳数 (件)	930	12	26	202	690
療育手帳数 (件)	97	23	32	35	7
上記の内、身体障がい者手帳と療育手帳の両方の所持者数 (再掲)	14	3	5	5	1
精神障がい者保健福祉手帳数 (件)	150	0	21	82	47

資料：福祉課（平成23年12月末現在）

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人口総数 (人)	22,624	22,347	22,089	21,729	21,373	21,112	20,789	20,392
身体障がい者手帳数 (件)	899 4.0%	933 4.2%	937 4.2%	957 4.4%	934 4.4%	926 4.4%	922 4.4%	905 4.4%
療育手帳数 (件)	86 0.4%	86 0.4%	85 0.4%	90 0.4%	84 0.4%	91 0.4%	98 0.5%	96 0.5%
精神障がい者保健福祉手帳数 (件)	92 0.4%	111 0.5%	107 0.5%	110 0.5%	118 0.6%	109 0.5%	126 0.6%	145 0.7%
手帳総数 (件)	1,077 4.8%	1,130 5.1%	1,129 5.1%	1,157 5.3%	1,136 5.4%	1,126 5.3%	1,116 5.5%	1,146 5.6%

資料：福祉課（各年3月末現在）

3-2-2 身体障がい者（児）の状況

平成23年12月末現在、本町の身体障がい者手帳の所持者数は930人です。障がいの等級は、重度である1級、2級が371人であり、全体の39.9%を占めています。障がい種類別では、肢体不自由が最も多く、全体の57.5%（535人）となっています。次いで、内部障がいが25.4%（236人）と多くなっています。

身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、障がい者数（18歳以上）が平成19年以降減少傾向にあり、平成19年から平成23年にかけて51人減少しています。

障がい種類別では、視覚障がい、音声言語そしゃく機能障がい、肢体不自由は減少傾向にあり、特に肢体不自由は平成19年から平成23年にかけて50人減少しています。一方、内部障害は増加傾向にあります。

障がい種類別・等級別身体障がい者手帳所持者数 (人)

	視覚障がい	聴覚平衡機能障がい	音声言語そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1級	24	2	0	77	126	229
2級	19	32	2	87	2	142
3級	6	19	4	148	45	222
4級	4	15	1	146	63	229
5級	4	0	0	57	0	61
6級	5	22	0	20	0	47
計	62	90	7	535	236	930

資料：福祉課（平成23年12月末現在）

年齢別身体障がい者手帳所持者数の推移 (人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
0～17歳	13	11	11	11	11	12	13	10
18歳以上	886	922	926	946	923	914	909	895
手帳所持者合計	899	933	937	957	934	926	922	905

資料：福祉課（各年3月末現在）

障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の推移 (人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
視覚障がい	77	77	79	70	68	66	60	58
聴覚平衡機能障がい	80	79	87	90	88	82	85	85
音声言語そしゃく機能障がい	13	10	10	10	9	9	8	7
肢体不自由	544	569	562	576	557	539	538	526
内部障がい	185	198	199	211	212	230	231	229
計	899	933	937	957	934	926	922	905

資料：福祉課（各年3月末現在）

障がいの等級別身体障がい者手帳所持者数の推移 (人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
1級	238	240	246	248	234	245	236	222
2級	157	150	146	149	146	135	139	139
3級	214	222	223	224	215	220	218	219
4級	178	201	198	213	215	208	214	215
5級	67	72	72	72	75	72	65	63
6級	45	48	52	51	49	46	50	47
計	899	933	937	957	934	926	922	905

資料：福祉課（各年3月末現在）

3-2-3 知的障がい者（児）の状況

平成23年12月現在、療育手帳の所持者数は97人です。障がいの程度別で見ると、最重要度であるA判定が最も多く、53.6%を占めています。

療育手帳所持者数の推移をみると、障がい児数（0～17歳）も障がい者数（18歳以上）も、平成20年以降増加傾向にあります。

年齢別障がいの程度別療育手帳所持者数 (人)

	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
A	52	9	20	19	4
B	22	4	3	13	2
C	23	10	9	3	1
手帳所持者合計	97	23	32	35	7

資料：福祉課（平成23年12月末現在）

年齢別療育手帳所持者数の推移 (人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
0～17歳	15	16	16	16	16	20	23	22
18歳以上	71	70	69	74	68	71	75	74
手帳所持者合計	86	86	85	90	84	91	98	96

資料：福祉課（各年3月末現在）

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移 (人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
A	48	49	48	50	46	48	50	54
B	26	24	22	24	20	23	24	20
C	12	13	15	16	18	20	24	22
手帳所持者合計	86	86	85	90	84	91	98	96

資料：福祉課（各年3月末現在）

3-2-4 精神障がい者（児）の状況

平成23年12月現在、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は150人です。障がいの程度別で見ると、2級が最も多くなっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、平成21年以降、急激に増加しており、平成21年から平成23年にかけて36人増加しています。

年齢別等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数 (人)

	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
1級	20	0	2	7	11
2級	114	0	14	69	31
3級	16	0	5	6	5
手帳所持者合計	150	0	21	82	47

資料：福祉課（平成23年12月末現在）

年齢別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成21年	平成22年	平成23年
0～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0
18～64歳	80	94	88	89	93	77	90	100
65歳以上	12	17	19	21	26	32	36	45
手帳所持者合計	92	111	107	110	118	109	126	145

資料：福祉課（各年3月末現在）

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成21年	平成22年	平成23年
1級	16	15	17	15	17	18	14	18
2級	60	78	70	75	77	75	97	113
3級	16	18	20	20	24	16	15	14
手帳所持者合計	92	111	107	110	118	109	126	145

資料：福祉課（各年3月末現在）

3-2-5 難病患者の状況

平成23年3月末現在、難病患者のうち特定疾患医療給付者数は108人です。平成20年以降増加傾向にあり、平成20年から平成23年にかけて26人増加しています。特に潰瘍性大腸炎が18人、パーキンソン病が15人と多くなっています。

特定疾患医療給付承認状況

特定疾患	人員（人）			
	H20	H21	H22	H23
ベーチェット病	2	2	3	5
多発性硬化症	3	3	3	3
重症筋無力症	3	3	4	4
全身性エリテマトーデス	6	6	9	10
スモン	-	-	-	-
再生不良性貧血	-	-	-	-
サルコイドーシス	5	5	5	3
筋萎縮性側索硬化症	-	-	-	1
強皮症／皮膚筋炎及び多発性筋炎	5	6	5	6
特発性血小板減少性紫斑病	3	3	4	4
結節性動脈周囲炎	2	2	4	3
潰瘍性大腸炎	17	16	18	18
大動脈炎症候群	-	-	-	-
ピュルガー病（バージャー病）	5	5	5	5
天疱瘡	1	1	2	3
脊髄小脳変性症	1	1	-	2
クローン病	2	2	4	4
難治性肝炎のうち劇症肝炎	-	1	-	-
悪性関節リウマチ	-	-	-	-
パーキンソン病	9	9	15	15
アミロイドーシス	-	-	-	-
後縦靭帯骨化症	4	5	7	8
ハンチントン病	-	-	-	-
ウィリス動脈輪閉塞症（モヤモヤ病）	3	3	3	3

特定疾患	人員（人）			
	H20	H21	H22	H23
ウェゲナー肉芽腫症	-	-	-	-
特発性拡張型（うっ血型）心筋症	5	6	5	5
シャイ・ドレーガー症候群	1	2	3	4
表皮水疱症	-	-	-	-
膿疱性乾癬	-	-	-	-
広範脊柱管狭窄症	1	1	1	1
原発性胆汁性肝硬変	-	-	-	-
重症急性膵炎	-	-	-	-
特発性大腿骨頭壊死症	1	2	-	-
混合性結合組織病	-	-	-	-
原発性免疫不全症候群	-	-	-	-
特発性間質性肺炎	1	1	2	1
網膜色素変性症	1	1	-	-
プリオン病	-	-	-	-
原発性肺高血圧症	-	-	-	-
神経線維腫症	-	-	-	-
亜急性硬化性全脳炎	-	-	-	-
バット・キアリ症候群	-	-	-	-
慢性肺血栓栓症（肺高血圧型）	1	1	1	-
ファブリー病	-	-	-	-
ライソゾーム病	-	-	-	-
副腎白質ジストロフィー	-	-	-	-
計	82	87	103	108

資料：保健介護課（各年3月末現在）

3-3 公的サービスの提供状況

3-3-1 障害福祉サービス等の実績

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの提供状況をみると、利用者数は平成22年度から平成23年度にかけて6人増加しています。また、利用時間数は平成21年度から平成22年度にかけて大きく増加しましたが、平成22年度から平成23年度にかけてはやや減少しています。

(1月当たり)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	122時間 9人	173時間 10人	168時間 15人
重度訪問介護	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人
同行援護	— —	— —	0時間 0人
行動援護	91時間 3人	78時間 2人	72時間 3人
重度障害者等包括支援	0時間	0時間	0時間
計	213時間 12人	251時間 12人	240時間 18人

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの提供状況を見ると、「生活介護」については利用者数、利用日数ともに大幅に増加しています。また、「就労継続支援（B型）」や「療養介護」については、平成21年度から平成22年度にかけて利用者が増加しているため、それに伴って利用日数も増加しています。

「自立訓練（機能訓練）」「就労移行支援」「短期入所」については利用者数は変わりませんが、利用日数が増加しています。

(1月当たり)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	176人日 9人	487人日 25人	749人日 38人
自立訓練（機能訓練）	0人日 0人	2人日 1人	5人日 1人
自立訓練（生活訓練）	14人日 1人	12人日 1人	人日 人
就労移行支援	2人日 1人	8人日 1人	13人日 1人
就労継続支援（A型）	0人日 0人	0人日 0人	0人日 0人
就労継続支援（B型）	18人日 1人	65人日 4人	68人日 3人
療養介護	0人日 0人	26人日 1人	33人日 1人
短期入所	51人日 6人	52人日 6人	69人日 6人

(3) 居住系サービス

居住系サービスの提供状況を見ると、緩やかに増加しています。

(1月当たり)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活援助(グループホーム)	5人	9人	8人
共同生活介護(ケアホーム)			
施設入所支援	6人	7人	7人

3-3-2 地域支援事業の実績

(1) 成年後見制度利用支援事業

本町では、現在、3人が成年後見制度利用支援事業を利用しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
成年後見制度利用支援事業	3 人	3 人	3 人

(2) コミュニケーション支援事業

手話通訳者設置事業は、現在は、利用者がいない状況です。

一方、手話通訳者派遣事業は、平成 22 年度は年 7 回の利用があったものの、平成 23 年度は 1 回となっており、年によって変動があります。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者設置事業	0 人	0 人	0 人
手話通訳者派遣事業	2 回/年	7 回/年	1 回/年
要約筆記者派遣事業	0 回/年	1 回/年	0 回/年

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業について、情報意思疎通支援用具及び排せつ管理支援用具は、利用件数が増加傾向にあります。特に、排せつ管理支援用具の給付が増加しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護訓練支援用具	3 件/年	0 件/年	0 件/年
自立支援用具	1 件/年	1 件/年	1 件/年
在宅療養等支援用具	1 件/年	0 件/年	1 件/年
情報意思疎通支援用具	2 件/年	15 件/年	11 件/年
排せつ管理支援用具	335 件/年	350 件/年	358 件/年
住宅改修	1 件/年	1 件/年	1 件/年

（４）移動支援事業

移動支援事業については、利用者数、時間ともに増加傾向にあります。

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
移動支援事業	事業所数	6 か所	6 か所	6 か所
	利用者数	延べ 68 人/年	延べ 84 人/年	延べ 86 人/年
	時間	662 時間/年	896 時間/年	1,002 時間/年

（５）地域活動支援センター

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
基礎的事業	事業所数(町外)	2 か所	2 か所	2 か所
	実利用者数	19 人	19 人	19 人

（６）日中一時支援事業等

その他の事業について、日中一時支援事業については、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて大きく増加したものの、平成 23 年度には 54 人日と減少しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日中一時支援事業	123 人日/年	210 人日/年	54 人日/年
訪問入浴サービス事業	1 人/月	1 人/月	0 人/月
自動車改造助成事業	0 件/年	2 件/年	1 件/年
自動車運転免許取得費助成事業	0 件/年	0 件/年	0 件/年

3-3-3 保健・医療等の状況

(1) 障がい者医療費の助成

身体障がい者手帳1～3級、知的障がい者（児）で知能指数50以下の方などに対し、医療にかかる経済的負担を軽減するため、保険医療の一部負担金などを助成しています。

その受給者数は、平成22年度は223人で、助成件数は4,729件です。

重度障がい者（児）医療費の助成

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給者数（人）	245	223	220	222	223
助成件数（件）	5,208	4,971	4,906	4,943	4,729
助成額合計（円）	48,664,000	45,375,000	33,477,000	35,295,000	36,455,000
1人あたりの助成額（円）	198,629	203,475	152,168	158,986	163,475
1件あたりの助成額（円）	9,344	9,128	6,824	7,140	7,628

資料：住民課

(2) 精神障がい者公費負担医療及び入院患者の状況

精神障がい者に対して、精神科の通院医療に係る医療費の一部負担金の助成を行っています。

その申請件数は、平成22年度は149件で、措置入院は1人、医療保護入院は50人です。

通院医療費公費負担医療

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
申請件数（件）	122	127	129	142	149

資料：住民課（各年度末現在）

入院患者の状況

（人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
措置入院	0	1	0	0	1
医療保護入院	40	44	48	51	50
任意入院	—	—	—	—	—

資料：半田保健所（各年度12月末現在）

3-3-4 各種相談事業等の状況

障がい者及びその家族の日常生活における悩みや福祉サービスの利用に関する各種相談事業を行っています。

各種相談事業の状況

相談の種類	開催の状況
相談支援センター	障がい者等の相談に24時間対応する。
障がい者巡回相談	月1回（第2火曜日）に南知多町役場において開催
成年後見巡回相談	月1回（第4木曜日）に南知多町役場において開催
困りごと相談	月2回、一般の方を対象に開催 開催場所は、町内の公民館等を順番に移動する。

3-4 障がい者の雇用・就業の状況

3-4-1 雇用状況

本町における職員の障がい者雇用人数は、平成23年3月末現在、身体障がい者2人です。算定基礎労働者数に対する雇用率は1.67%であり、障がい者法定雇用率の2.1%（官公庁）を下回っています。

職員の障がい者雇用状況

	算定基礎労働者数 (人)	障がい者雇用人数 (人)		雇用率 (%)
		身体障がい者	知的障がい者	
平成16年	202	1	0	0.49
平成17年	197	1	0	0.50
平成18年	196	2	0	1.02
平成19年	196	2	0	1.02
平成20年	187	2	0	1.07
平成21年	180	3	0	1.67
平成22年	180	3	0	1.67
平成23年	177	3	0	1.67

資料：総務課（各年3月末現在）

3-4-2 職業紹介の状況

平成23年の障がい者新規求職申込数は、身体障害者が171人、知的・精神障がい者が207人となっています。このうち就職件数は、身体障害者が66人、知的・精神障がい者が87人となっています。

障がい者の紹介状況（半田管内）

	（身体障がい者）	（知的・精神障がい者等）
新規求職申込件数	171	207
就職件数	66	87
有効求職者数	340	329

資料：ハローワーク半田22年度業務年報より

3-5 障がい児の就学等の状況

3-5-1 保育所の状況

町内には、平成23年4月1日現在、公立保育所に404人が通園しており、うち障がい児は11名となっています。なお、11名のうち手帳を所持している障がい児は4名です。

障がい児担当保育士を5名配置し、障がい児の加配保育を行っています。

保育所における障がい児の在籍状況

	3歳未満	3歳	4歳以上	計
在籍児数（人）	50	99	255	404
在籍障がい児数（人）	2（1）	2（1）	7（2）	11（4）
加配保育士数（人）	1	1	3	5

（ ）は内数で手帳所持 資料：福祉課（平成23年4月1日現在）

3-5-2 小・中学校の特別支援学級の状況

本町には、平成23年5月1日現在、公立小学校が6校、公立中学校が5校あります。

公立小学校は、全校に特別支援学級が設置されており、児童数は14名となっています。公立中学校は、5校のうち4校に特別支援学級が設置されており、生徒数は8名となっています。

特別支援学級の状況

	学校数	設置校数（校）	学級数（級）	児童数・生徒数（人）
小学校	6	6	7	14
中学校	5	4	5	8
計	11	10	12	22

資料：学校教育課（平成23年5月1日現在）

3-5-3 養護・盲・ろう学校の状況

本町には、養護学校、盲学校・ろう学校が設置されていないため、他自治体にある盲学校・ろう学校に2名、養護学校に10名、計12名が通学しています。

盲学校・ろう学校在籍状況

学校名	小学部	中学部	高等部	計
県立一宮聾学校	0	2	0	2

資料：福祉課（平成23年9月30日現在）

養護学校在籍状況

学校名	小学部	中学部	高等部	計
県立半田養護学校	3	2	3	8
県立ひいらぎ養護学校	1	0	1	2

資料：福祉課（平成23年9月30日現在）

3-6 人的資源等の状況

3-6-1 生活環境等について各種相談事業の状況

障がい者及びその家族の日常生活における悩みや福祉サービスの利用に関する各種相談事業を、各種相談員を配置して行っています。

相談員の設置状況

職 種	人 員 (人)
民生委員・児童委員	49
身体障がい者相談員	1
知的障がい者相談員	1
相談支援センター（身体・知的）	2
相談支援センター（精神）	2

資料：福祉課（平成23年12月現在）

3-6-2 ボランティア団体等の状況

平成23年12月現在、社会福祉協議会にボランティア団体として登録している団体は23団体、登録人員は578人です。平成16年度からの推移をみると、団体数は27団体から23団体へ4団体減少しているものの、登録人員は455人から578人へ123人増加しています。

ボランティア団体等の登録状況

	団 体		個 人 (人)	計 (人)
	団体数 (団体)	人数 (人)		
平成16年度	27	455	0	455
平成17年度	27	470	3	473
平成18年度	27	467	1	468
平成19年度	26	406	0	406
平成20年度	27	519	0	519
平成21年度	18	550	0	550
平成22年度	19	580	0	580
平成23年度	23	578	0	578

資料：社会福祉協議会（各年度末現在、23年度は12月現在）

第4章 施策の方向

4-1 障がいを理解し、ともに生きる地域社会づくり

4-1-1 啓発・広報活動の推進

- (1) 多様な媒体による福祉サービスの紹介や意識啓発
- (2) 各種イベントを通じた交流促進や意識啓発
- (3) 「障がい者週間」の周知

(1) 多様な媒体による福祉サービスの紹介や意識啓発

【現状】

- 「広報みなみちた」や「南知多のふくし」（社会福祉協議会発行）や社会福祉協議会のホームページを通じて、ボランティア団体の紹介やボランティア活動等の広報・啓発を行っています。

【施策の方向】

障がいや障がい者に対する町民の方々の正しい認識と理解促進を図るため、今後とも、多様な媒体を通じて広報・啓発の充実に努めます。

(2) 各種イベントを通じた交流促進や意識啓発

【現状】

- 社会福祉法人南知多すいせん福祉会の「すいせんひろば」で開催する「秋まつり」を通じて、障がい者と地域住民の交流が図られています。
- また、南知多町社会福祉協議会では、平成21年度より、南知多町産業まつりにボランティアブースを出展し、福祉に関する啓発活動や交流活動を行っています。

【施策の方向】

「すいせんひろば」で開催する「秋まつり」や南知多町産業まつりにおけるブース出展といった各種イベントなどを通じて、障がい者と地域住民が交流できるような機会づくりと、障がい者に対する意識啓発に努めます。

(3) 「障がい者週間」の周知・活用

【現状】

- 「障がい者週間」(毎年12月3日から12月9日までの1週間)は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されたものです。
- この期間を中心に、国や地方公共団体、関係団体等において、さまざまな意識啓発に係る取り組みを展開していますが、本町では、特に取り組んでいないのが実情です。

【施策の方向】

住民に対して障がいや障がい者に関することを広く啓発する機会として「障がい者週間」を捉え、県や障がい者団体等が行う啓発活動に協力し、「障がい者週間」の周知とそれを活用した広報・啓発に努めます。

4-1-2 ボランティア活動の推進

- (1) ボランティアの育成
- (2) ボランティア活動への支援

(1) ボランティアの育成

【現状】

- 南知多町社会福祉協議会における各種ボランティア養成講座等の開催を通じて、傾聴ボランティアや手話ボランティア等の養成に努めてきました。
- また、災害救助用資機材を使用した救助方法の実演や実習など、災害発生時に役立つ知識を学ぶ「防災啓発講座」の開催を通じて、いざという時に活動できる人材養成に努めてきました。

【施策の方向】

町民が各種ボランティア活動に気軽にかつ積極的に参加できるように、社会福祉協議会と連携し、ボランティア講座やボランティア情報の充実に努めます。また、ボランティア連絡協議会の定期的な開催や南知多町ボランティアグル

ープ学習会等の開催を通じて、ボランティア団体同士の情報共有と連携に努めるとともに、ボランティアセンター機能の充実に努め、ボランティア活動の円滑化を図ります。

(2) ボランティア活動への支援

【現状】

- 福祉関連団体やボランティア団体の活動を支援するため、南知多町社会福祉協議会では、1団体あたり3万円を上限として活動助成をしています。
- また、南知多町社会福祉協議会では、ボランティア団体等の新たな設立に向けた支援も行っています。その結果、精神障がい者のボランティア団体や傾聴ボランティア団体が設立されつつあります。

【施策の方向】

障がい者福祉に関するボランティア活動等の活性化を図るため、南知多町社会福祉協議会による活動助成の継続的实施を通じて、ボランティア団体やNPOなどの各種団体の活動支援に努めます。

また、関係機関と連携しながら、新たなボランティア団体等の設立支援を引き続き進めるとともに、企業等による社会貢献活動との連携も視野に入れつつ、ボランティア活動等の活性化に努めます。

4-1-3 福祉教育の推進

- (1) 交流教育の推進
- (2) 福祉講座、講演会の開催
- (3) 福祉教育の充実

(1) 交流教育の推進

【現状】

- 本町では、小学校6校全校、中学校の5校中4校において特別支援学級が設置されており、こうした特別支援学級設置校では、行事や総合的な学習の時間等において特別支援学級在籍の児童生徒が通常学級の学習に参加し、交流する機会を計画的に設けています。
- これによって、児童生徒や保護者、教師の間で、障がいや障がい児のこと、特別支援教育に関することについての相互理解が進んできています。

【施策の方向】

今後とも、障がいのある子とない子が共に学び合う交流教育を充実することにより、相互理解の促進と子どもたちの心身の健全な発達を促すとともに、児童生徒や保護者、教師の間で、障がいや障がい者こと、特別支援教育に関することに対する理解促進を図ります。

(2) 福祉講座、講演会の開催

【現状】

- 南知多町社会福祉協議会では、各種ボランティア養成講座等の開催や南知多町ボランティアグループ学習会等の開催を通じて障がいや障がい者に対する相互理解を図っています。
- 障がい者福祉に直結するテーマではありませんでしたが、町では、平成23年11月に町制50周年記念福祉講演会を開催しました。

【施策の方向】

福祉講座や福祉に関する講演会を開催することにより、相互理解の促進を図るとともに、福祉の心やボランティアの育成を積極的に行います。

(3) 福祉教育の充実

【現状】

- 総合的な学習の時間等を活用して、町内全小中学校において福祉実践教室を開催しています。近年、増加傾向にある発達障がいや精神障がいに対する理解を深めるためのプログラムを導入するなどにより、福祉実践教室の充実が図られています。
- また、体験的な活動をすることで、子どもたちにとって切実な課題として認識され、総合的な学習の時間を中心とした探究的活動が展開されています。
- さらに、夏休みの期間を活用して中学生が町内の福祉施設でボランティア体験学習を行う「青少年等ボランティア福祉体験事業」も進めています。
- 今後は、障がいや障がい者に対する認識を多くの町民に浸透させていくために、福祉教育の地域社会における展開が求められます。

【施策の方向】

引き続き南知多町社会福祉協議会と小中学校との連携を密にすることによって、福祉実践教室の充実を図ります。

また、福祉実践教室への保護者の参加を手始めにして、福祉実践教室の地域社会への展開を図ったり、「福祉啓発ハンドブック（仮称）」を発行したりするなど、地域の中で、障がいや障がい者に対する正しい理解を深めることができるような場や機会の提供に努めます。

「青少年等ボランティア福祉体験事業」については、福祉の現場での貴重な体験機会を提供するという重要性を認識しつつ、継続的な事業実施を図ります。

4-2 自立を支援し、いきいきと暮らせる環境づくり

4-2-1 相談支援・情報提供の充実

(1) 相談支援体制の充実

(2) 情報提供の充実

(3) 権利擁護の推進

(1) 相談支援体制の充実

【現状】

- 障がい者やその家族等に対して、専門的できめ細かな相談に応じるため、平成18年10月から武豊町、美浜町と共同し、知多南部相談支援センター（社会福祉法人共生福祉会、特定非営利活動法人ゆめじろう）に委託することによって、相談支援事業を実施しています。
- 町内での相談支援の機会を提供するため、町役場において、知多南部相談支援センターによる月1回の巡回相談を行っています。

【施策の方向】

障がいの種別を問わず総合的に相談ができるよう知多南部相談支援センター」を拠点として、3障がいに対応できる相談支援体制の充実に努めます。また、町における相談対応や窓口での情報提供の充実に努めながら、知多南部相談支援センターや南知多町社会福祉協議会、知多南部地域自立支援協議会などと連携し、利用者にとって分かりやすく、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

(2) 情報提供の充実

【現状】

- 「広報みなみちた」や町のホームページのほか、知多南部地域自立支援協議会を通じて、サービス利用ガイドブック「ショートステイのお話」や精神障害者地域生活ガイドブック「この町で生きる」を発行することによって、障がいの

ある方の必要としている情報の提供に努めています。

- また、「南知多のふくし」（社会福祉協議会発行）や社会福祉協議会のホームページを通じて、福祉サービスの概要の紹介を行っています。

【施策の方向】

各種支援制度や相談窓口、福祉サービスの利用手続きなどについて、障がい者やその家族等への周知を図るため、町の広報紙やホームページ、南知多町社会福祉協議会が発行している「南知多のふくし」（社会福祉協議会発行）や社会福祉協議会のホームページ、福祉課窓口付近のチラシ・リーフレットコーナーの充実などを通じて情報提供の充実に努めます。

また、こうした福祉情報については大活字の使用や、音訳、音声・点字機器による変換が可能な対応にするなど、各障がいの特性に応じた情報提供に努めます。

（3）権利擁護の推進

【現状】

- 認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない人たちの権利を擁護するため、平成20年4月から知多地域5市5町共同で成年後見制度に関する相談や本人に代わって申し立てを行う支援を知多地域成年後見センターに委託しています。
- また、判断能力が十分ではない障がい者の財産や権利を保障し、地域で安心して暮らすことができるよう、契約に基づいて障がい者本人に対して、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業を、基幹的社会福祉協議会である半田市社会福祉協議会が愛知県社会福祉協議会からの委託を受けた広域事業として実施しています。

【施策の方向】

町の広報紙やパンフレットなどで成年後見制度や知多地域成年後見センター、日常生活自立支援事業の周知に努めます。また、南知多町社会福祉協議会や障がい福祉サービス事業所、障がい者の家族等と連携し、支援を要する障がい者の把握に努め、必要に応じて権利擁護に関するサービスが利用できるような情報提供に努めます。

4-2-2 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が自分の住む場所を自分で選び、必要なサービスを利用し、地域で自立し安心して暮らすことができるように、サービスの充実に努めます。

定期的に「障がい福祉計画」を見直し、利用者一人ひとりのニーズの把握に努め、障がい福祉サービスなどの充実と提供体制の基盤づくりに努めます。

※第5章の「障がい福祉サービス等の実施目標」を参照

4-2-3 居住の場の確保

(1) 居住系サービスの充実 ※「5-2(4) 居住系サービス」を参照

(2) 町営住宅の充実

(3) 住宅改修への支援

(1) 居住系サービスの充実

※「5-2(4) 居住系サービス」を参照

(2) 町営住宅の充実

【現状】

- 現在、町営住宅は26戸整備されていますが、このうち内海地区にある町営城下住宅(13戸)以外は、かなり老朽化が進んでいます。
- 町営城下住宅についても、屋内の段差は少ない構造になっていますが、バリアフリー構造にはなっていないのが実情です。

【施策の方向】

現在のところ、町営住宅の新設や建て替えの計画はありませんが、障がい者の在宅生活を支援するため、新設や建て替え時には、バリアフリー構造の町営住宅を整備します。また、既存の町営住宅のバリアフリー改修に努めます。

(3) 住宅改修への支援

【現状】

- 障がい者の居住環境を改善するため、障がい者の専用居室等を新築、増築、改築又は改造するために必要な資金を低利子で融資する県の事業（愛知県障がい者住宅整備資金貸付制度）の活用を促進してきましたが、この制度は、平成23年4月に廃止になりました。
- 手すりの取付けや床の段差解消などの住宅改修費を給付する事業（改修費の9割相当額、上限20万円を給付）を地域生活支援事業として実施しています。

【施策の方向】

障がい者の居住環境を改善するため、バリアフリー改修促進税制などの制度に関する情報提供に努めます。また、引き続き、地域生活支援事業として実施している住宅改修費を給付する事業の利用促進に努めます。

4-2-4 保健・医療サービスの充実

(1) 障がいの早期発見・早期治療

(2) 障がいの原因となる疾病の予防

(3) 心の健康づくりの推進

(1) 障がいの早期発見・早期治療

【現状】

- 妊産婦健診の実施を通じて、ハイリスク妊娠の早期発見、妊娠中に発症する合併症などの予防に努めています。
- 3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し発達障がい等の早期発見に努め、関係機関の連携により適切な指導、療育の援助を行っています。

▼こども発達相談実績（心理士による相談）

年度	相談回数	相談者数
平成20年度	15回	46人
平成21年度	15回	52人
平成22年度	14回	41人

▼こどもすくすく相談実績

年度	延べ相談人数	乳児	幼児
平成20年度	170人	63人	107人
平成21年度	183人	72人	111人
平成22年度	237人	75人	162人

【施策の方向】

妊産婦健診や乳幼児を対象とした健診の充実、すくすく相談やこども発達相談、支援が必要と判断された乳幼児への訪問相談の充実を図ることにより、疾病・障がいの早期発見・早期治療につなげます。

また、保育所・子育て支援センター・学校で、保育士・保健師の連携により、軽度発達障がい等の発見体制の強化に努めます。

(2) 障がいの原因となる疾病の予防

【現状】

- 脳血管疾患、心疾患、糖尿病など、障がいの原因となる生活習慣病等を予防するため、16歳から19歳までを対象としたヤングメタボ予防健診及び40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査、75歳以上を対象とした後期高齢者医療の健康診査を実施しています。
- 健康診査の結果、支援が必要な方には、特定保健指導を実施し、生活習慣の改善や医療機関への受診勧奨を行っています。また、一般住民や企業、老人クラブ会員等を対象に健康教育（一般健康教育、病態別健康教育、高齢者健康教育）を実施しています。

【施策の方向】

脳血管疾患、心疾患、糖尿病など、障がいの原因となる生活習慣病等を予防するため、健康教育や健康相談、健康診査の充実と受診の促進を図ります。

(3) 心の健康づくりの推進

【現状】

- 家に閉じこもりがちで、うつ状態になりがちなひとり暮らし高齢者等の心の健康づくりの一環として、高齢者のための居場所づくり（サロン）の立ち上げをめざしたボランティア養成講座を開催し、新たに5地区において、サロン活動が行われています。
- 自殺予防啓発パンフレットの全戸配布や街頭開発キャンペーンなどを通じて自殺予防の啓発に努めています。また、平成23年11月に教育評論家の水谷修氏を講師として招いて、いのちの大切さを共に学ぶことを目的とした町制50周年記念福祉講演会（地域自殺対策緊急強化事業）を開催しました。

【施策の方向】

精神保健に関する知識の普及や相談体制の整備など、心の健康づくりについての支援策の充実に努めます。

4-2-5 生活安定のための施策の充実

(1) 経済的支援の充実

(2) 権利擁護の推進 【再掲】

(1) 経済的支援の充実

【現状】

- 障がい者やその家族等の生活を支えるために必要な障害者手当や年金、医療費の助成等の支援制度に関する情報は、町広報紙や町のホームページ、南知多町社会福祉協議会のホームページで紹介しています。

【施策の方向】

障がい者の経済的安定を支援するため、町広報などにより、年金制度や各種手当、割引制度などの周知に努めます。

また、障がい者が必要な医療を適切に受けることができるように、医療費の助成制度の周知に努め、利用促進を図ります。

(2) 権利擁護の推進 【再掲】

※「4-2-1 (3)」の再掲

4-3 障がい者の可能性を上げ、社会参加できる環境づくり

4-3-1 療育・教育の充実

- (1) 療育体制の充実
- (2) 教育相談・就学指導体制の充実
- (3) 校内の教育環境の整備充実
- (4) 特別支援学級担当職員の研修の充実
- (5) 交流教育の充実 【再掲】

(1) 療育体制の充実

【現状】

- 1歳6か月健診等により、成長や発達等に不安があるなど支援が必要と認められた幼児とその保護者を対象に親子のふれあいの場を提供する「パンダの会（親と子どものふれあいの会）」が子育て支援センターで、毎月3回開催していますが、より頻繁に通うことができる母子通園施設が町内にはないのが課題です。
- 「パンダの会」の開催に合わせて、県の心理判定員や家庭相談員による相談を行っていますが、より専門的な相談支援体制が求められています。
- また、統合保育を望む保護者も少なくないことから、あいち小児保健医療センターが主催する保育リーダー研修へ保育士を参加させるなどによって、障がい児保育・療育体制の充実に努めています。

【施策の方向】

障がい児が必要な療育を適切に受けることができるように、知多児童・障害者相談センターや知多地域障害者生活支援センターらいふ、特別支援学校、あいち小児保健医療センター等の医療機関などの専門機関との連携を強化するとともに、子育て支援センターを活動の拠点とする療育グループ「パンダの会」を支援し、療育体制の充実に努めます。また、周辺自治体等と連携するなど、広域的な対応の中で、母子通園施設の開設について検討を進めます。

（2）教育相談・就学指導体制の充実

【現状】

- 小学校拠点校と各中学校へのスクールカウンセラーの継続配置により、校内の相談体制の強化を図りました。また、スクールカウンセラーを通じた各関係機関との連携体制も各校の実態に応じて確立されつつあります。
- 障がい児個々の適性や健康状態等に応じた適切な教育を受けることができるようにするため、町特別支援教育研究会において、障がい種別に応じた教育活動が展開されるよう学習形態や支援方法の研究が進められています。
- 各学校では個別支援計画（個別の教育支援計画）を作成しており、小・中学校間においては、障がいのある児童に対する継ぎ目のない教育支援を行っていますが、就学前以前と義務教育後にまでにはつながっていないことが課題になっています。

【施策の方向】

障がい児や保護者の悩みや不安を解消するため、小中学校と関連機関との連携を強化し、教育相談体制や進路指導の充実に努めるとともに、指導担当者には、専門的な知識と経験が求められることから、担当者の資質向上に努めます。

また、校内就学指導委員会と特別支援教育校内委員会の目的、位置づけを明確にし、相互の連携を図りながら適正就学に向けた環境づくりに努めます。

さらに、保護者との協議による個別の教育支援計画の作成の対象を拡大し、就学前から就労までを見通した、子どもの成長段階（ライフステージ）に応じた継ぎ目のない個別の相談支援体制の確立に努めます。

（3）校内の教育環境の整備充実

【現状】

- 障がいのある児童生徒が、安心かつ快適な学校生活を送れるよう、トイレ、手すり、スロープ等校内のバリアフリー化を進めています。
- また、学校は、災害時の避難場所にも指定されており、障がいのある児童生徒のみならず、障がい者や高齢者など多様な人が利用することが想定されることから、こうした観点も加味しながら、今後とも学校施設のバリアフリー化を進めていく必要があります。

【施策の方向】

障がい児が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化や教育備品の充実など、学校設備の充実に努めます。

(4) 特別支援学級担当教員の研修の充実

【現状】

- 特別支援学級担任および特別支援教育コーディネーター等を対象とした、特別支援教育推進に関する研修により、校内の特別支援教育の推進役の力量向上を図ってきました。
- また、特別支援教育アドバイザーを講師とした現職教育や町内の研修会を開催し、特別支援教育の経験が少ない教員の力量向上に努めています。
- 一方、特別支援学校のセンター的機能を生かした事例研究会や巡回相談も活用しているが、回数が限定されており、学校現場の要望に十分応じ切れていない状況にあります。

【施策の方向】

特別支援学級において適切な指導が行えるよう、教職員に対し、障がいや障がい児の知識や経験を深めるための研修会・講習会への参加を促進します。このため、特別支援学校を始めとした専門機関との連携強化に努めます。

また、特別支援学級の担当者だけでなく、全ての教職員が障がいや障がい児への知識や理解を深めるための機会づくりに努めます。

(5) 交流教育の充実 【再掲】

※「4-1-3(3)」の再掲

4-3-2 障がい者の就労への支援

- (1) 雇用・就労機会の拡大促進
- (2) 就労支援の推進

(1) 雇用・就労機会の拡大促進

【現状】

- 事業者の障がい者雇用を促進するための取組としては、事業主の方が障がい者を雇用するにあたって活用できる関係機関や制度等をガイド冊子としてまとめた「障害者の雇用のために」（愛知県発行）を町内事業者等の目に触れるよ

う、福祉課窓口付近のチラシ・リーフレットコーナーに置いて配布しています。

- また、障がいのある方の職業的自立を促進するための取組としては、愛知県と愛知労働局、公共職業安定所の主催により、年2回県内2会場で開催している「障害者就職面接会」の案内を広報し、参加を促進しています。

【施策の方向】

障がい者の一般就労を推進するためには民間事業者等の理解が重要であることから、関係課機関が作成した冊子やリーフレットなどを有効活用しながら、広報やポスター掲示、リーフレット等の配布など、多様な機会を通じて、改正障害者雇用促進法や雇用に関わる制度等の周知に努めます。

また、障がい者の就労機会の拡大を図るため、引き続き愛知県等が主催する「障害者就職面接会」の案内の広報に努めるとともに、障がい者の雇用・就労機会の創出を図る観点から、町内の障がい福祉事業者や施設・障がい者団体への町の業務等の委託や発注（官公需の発注）の充実を検討します。

（2）就労支援の推進

【現状】

- これまで福祉施設から一般就労へ移行する対象者がほとんどいなかったこともあり、障がい者の一般就労に対する支援はあまり進めてきませんでした。
- 今後とも、福祉施設から一般就労へ移行する対象者があまり見込まれませんが、常に障害者の就労移行を把握し、その支援に努めていく必要があります。

【施策の方向】

障がい者の一般就労を推進するため、障がい者の就労意向を的確に把握するとともに、障がい福祉計画に基づき、就労継続支援などのサービスの提供に努めます。

また、知多南部地域自立支援協議会を通じて、就労に関する情報交換や課題の検討を進めるなど、関係機関とのネットワーク形成に努めるとともに、知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」や公共職業安定所（ハローワーク）などの機関との連携強化に努めます。

4-3-3 スポーツや生涯学習活動等への参加促進

(1) スポーツ・レクリエーションの促進

(2) 生涯学習活動への参加促進

(1) スポーツ・レクリエーションの促進

【現状】

- 障がい者を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会等の開催については特に行っていませんが、夏休み小学生水泳教室といった町主催のスポーツ教室に障がい児を臨機応変に受け入れるよう努めています。

【施策の方向】

スポーツ教室やスポーツ大会等における障がいのある方の受け入れについて柔軟に対応します。

また、障がい者自身や障がい者団体等のニーズに応じて、障がい者のためのスポーツの開発・普及について検討します。このため、障がい者自身や障がい者団体等の声が把握できるような体制づくりに努めます。

(2) 生涯学習活動への参加促進

【現状】

- 障がい者を対象とした生涯学習講座や文化教室等の開催については特に行っていません。
- 平成23年度より町民からテーマの提案を募集して講座を開講するマイスタディ講座や、町民がテーマの設定、講師の選任等を行うマイプロデュース講座を実施しており、この事業の活用を通じて、障がい者自身や障がい者団体等のニーズに応じた講座の開催が可能になっています。

【施策の方向】

障がい者の生涯学習活動への参加機会を拡大するために、マイスタディ講座やマイプロデュース講座の制度を障がい者団体等へ周知し、その活用の促進に努めます。

4-4 安心して暮らせる環境づくり

4-4-1 総合的な福祉のまちづくり

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

(2) 情報のバリアフリー化の推進

(3) 地域福祉の推進

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

【現状】

- 新たな道路整備や道路改良に合わせて、障がい者をはじめとするすべての人が安全・快適に通行できる歩行者空間等の整備に努めていますが、狭小な路線が多く歩道の整備についても用地確保は、非常に困難な状況で、町の財政状況もあり遅延と進まないのが実情です。
- このため、こうしたハード整備と併行して、障がいのある人をさり気なく手助けするなどの心のバリアフリー化や既にバリアフリー対応になっている施設等の情報を整理するなどソフト対策も必要です。
- 一方、平成22年10月1日から運行を開始した、南知多町の運営による「海っ子バス」(南知多町コミュニティバス)は、障がい者や高齢者に配慮して低床バス車両の導入を図りました。

【施策の方向】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」や、県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」、「人にやさしいまちづくり整備指針」などの法律や指針に基づき、道路や官公庁施設など公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、医療施設や商業施設などの公共性の高い民間施設等についても、誰もが利用しやすい施設の整備促進に努めます。

整備の際には、障がい者、高齢者等の当事者の意見を聞きながら、利用者の目線に立った検討・事業推進に努めます。

また、障がい者対応のトイレなどの情報を整理したバリアフリーマップの作成を検討します。

(2) 情報のバリアフリー化の推進

【現状】

- 目の不自由な方のために、ボランティアの皆さんの協力を得て「声の広報」の作成を行っています。
- 情報通信技術（ICT）の発達により、障がいのある方でも様々な情報が入手しやすくなっている一方で、ICTを活用できない障がい者も少なくなく、障がいのある方の中でも、情報格差が生じていることが予想されます。

【施策の方向】

引き続き「声の広報」を進めるとともに、障がい者にとっても見やすい広報紙づくりや、利用しやすい町のホームページの作成について検討します。

また、コミュニケーション支援事業の充実とその利用促進に努めるとともに、日常生活用具の一つである視覚障害者用パソコンソフトや上肢障害者用のパソコン周辺機器など情報意志疎通支援用具の給付制度の周知と制度の利用促進に努めます。

(3) 地域福祉の推進

【現状】

- 障害のある人が地域で生活していくためには、福祉関係者だけではなく、地域住民の障がいや障がい者に対する理解や、日ごろからの支え合いの地域福祉活動が大切です。
- 高齢者福祉の分野においては、高齢者のための居場所づくり（サロン）を始める地区が生まれるなど、地域福祉活動が徐々に盛んになりつつありますが、今後は、障がい者を対象にした地域福祉活動を進めていくことが求められます。

【施策の方向】

地域福祉の視点に基づく啓発活動を充実し、地域における住民相互の支えあいや見守りあいを大切にするコミュニティの形成を図ります。

また、ボランティア団体や近隣住民、自治会等における地域福祉活動の育成を図るとともに活動を積極的に支援します。

4-4-2 移動・交通手段の確保

(1) 移動・外出支援事業等の充実

(2) 歩行空間の整備 ※「4-4-1 (1)」を参照

(1) 移動・外出支援事業等の充実

【現状】

- 障がいのある人の地域の自立生活及び社会参加を促すため、障がい福祉計画に基づき、行動援護事業や移動支援事業を実施しています。
- また、身体障害者手帳の1・2級所持者、療育手帳のA判定所持者、精神障害者手帳の1・2級所持者の希望者を対象に、海っ子バス・知多バスと名鉄観光海上船の無料乗車券（各36枚）の交付とタクシー（タクシー会社3社）助成券（22枚）の交付等を行っています。

【施策の方向】

障がいのある人の地域の自立生活及び社会参加を促すため、障がい福祉計画に基づき、行動援護事業や移動支援事業を実施します。

また、引き続き、バス・船運賃助成事業やタクシー料金助成事業、通園・通学援助事業を実施します（5-4参照）。

(2) 歩行空間の整備

※「4-4-1 (1)」を参照

4-4-3 防犯・防災対策の推進

(1) 防犯対策の推進

(2) 防災対策の推進

(1) 防犯対策の推進

【現状】

- 本町では、平成19年10月に施行された「南知多町安全なまちづくり条例」にもとづき、南知多町安全なまちづくり推進協議会を設置し、防犯のまちづくりを進めています。
- 日常生活において障がい者が犯罪等の被害者にならないようにするため、障がい者の支援を視野に入れた防犯のまちづくりを進めていく必要があります。
- 一方、愛知県警察では、聴覚や言語に障がいがある方がどこからでも素早く110番通報できるように、携帯電話からホームページにアクセスして文字による通報を可能とした「Web110番通報システム」やFAXによる通報が可能な「ファックス110番」を実施しています。

【施策の方向】

障がい者が犯罪に合わないようにするため、南知多町安全なまちづくり推進協議会及びその構成団体を通じて、障がい者やその家族への注意喚起や被害防止の注意点などの情報提供を促進します。

また、地域での見守りや声かけなど、日常的な犯罪被害防止活動の推進に努めます。

さらに、聴覚や言語に障がいがある方に対して、「Web110番通報システム」や「ファックス110番」の周知に努めます。

(2) 防災対策の推進

【現状】

- 身近な地域における共助による防災体制を確立するため、行政区単位で自主防災会の設立促進しており、現在、約8割の行政区で自主防災組織が立ち上がっています。
- 避難所にもなっている学校施設の耐震化工事については、平成24年度で完了

する予定になっています。

- 障がい者のための避難所として、民間の福祉関連事業所との協定により福祉避難所を設置しています。
- 的確な要援護者の避難誘導を図るため、平成23年度には、災害時要援護者支援システムを導入しました。

【施策の方向】

県、消防署、警察署などの関連機関との連携を強化し、災害時における迅速な救助活動を行うための体制づくりを進めます。

残されている学校施設の耐震化工事を進めるとともに、学校以外で避難所に指定されている施設の耐震化整備に努めます。また、障がいのある人が不自由なく避難所生活が送れるよう、施設のバリアフリー化を進めるとともに、プライバシー確保のための間仕切りを備品として確保します。

緊急時には、地域住民による自主的な救出・救護活動ができるように、自主防災組織の拡大・充実に努めるとともに、災害時要援護者支援システムを活用した地域における安全活動を推進します。

第5章 障がい福祉サービス等の実施目標

5-1 地域生活や一般就労への移行等の数値目標

障がいのある人の自立支援に向け、地域生活や一般就労への移行を進める観点から、国の基本指針を基本としつつ、これまでの実状及び地域の実情を踏まえ、平成26年度の数値目標を次のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所者のうち今後、生活介護及び自立訓練などの日中活動系サービスを利用しながら、グループホームやケアホーム、一般住宅に移行する人の数を見込み、その上で平成26年度末の段階において地域生活に移行する人の数値目標を設定するものです。

国の基本指針では、「平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上を地域生活に移行することと、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から10%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定すること。」としています。

しかしながら、本町では、平成17年10月現在の施設入所者数は9人いるものの、障がい程度区分3以下の人は0人であることから、身体機能や家庭環境等の理由を考慮し、平成23年度末までに施設入所者が地域生活へ移行する人数は0人とします。

項目	数 値		
	身体障がい者施設	知的障がい者施設	合 計
平成17年10月現在の施設入所者数 (A)	6人	3人	9人
平成26年度末施設入所者数 (B)	6人	3人	9人
【目標値】削減見込(A)-(B)	0人	0人	0人
【目標値】地域生活移行者数	0人	0人	0人

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

一般企業への就労を希望する障がい者が、就労継続支援等サービスを実施している福祉施設から一般就労へ円滑に移行が行えるように、就労移行支援事業等を推進するとともに、一般企業への就労が困難な障がい者に対しては、福祉施設における雇用の場を拡大する必要があります。

国の基本指針では、「平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定すること」としています。

しかしながら、本町では、これまでの実績がありません。また、現在、中途障がい者の方1人が職場復帰を目指して就労移行支援事業を利用していますが、この方を除いては、当面は一般就労への移行できそうな身体状況等にある方を見込むことができません。このことから、平成26年度における一般就労移行者数は、0人とします。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	0人	○平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成26年度の年間一般就労移行者数	0人	○平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

※ 福祉施設利用者とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業の利用者を指します。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針では、就労移行支援事業の利用者数の目標を「平成26年度末の福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定すること」としています。

これまでの実績から、本町では、平成26年度末の福祉施設利用者数（平成26年度の生活介護から就労継続支援（B型）の合計）が49人見込まれます。現在、中途障がい者の方1人が職場復帰を目指して就労移行支援事業を利用しており、24年10月には事業利用期間を終えて職場復帰する見込みにあります。この他には就労移行支援事業を利用できるような身体状況にあったり、希望があったりする方を見込むことができないことから、平成26年度末における就労移行支援事業の利用者数は、0人とします。

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	49人	○平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】平成26年度の就労移行支援事業の利用者数 ※（ ）内は、上記に占める割合）	0人（0.0%）	○平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(4) 就労継続支援事業（A型）の利用者の割合

国の基本指針では、就労継続支援事業（A型）の利用者数の目標を「平成26年度末の就労継続支援の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定すること。」としています。

本町には、就労継続支援事業を実施して事業者はなく、他市町に依存しています。具体的には、現在、就労継続支援（A型）の利用実績はなく、一方、就労継続支援（B型）については4人のうち3人が、武豊町にある「わっぱ知多共働事業所」を利用しており、1人が東浦町にある「愛光園ひかりのさとファーム」を利用しています。

そして、隣接の美浜町において就労継続支援事業所が開設される見込みにあることから、平成26年度末の利用者については、就労継続支援（B型）が7名見込まれます。一方、就労継続支援（A型）事業については、引き続き利用者を見込むことができないことから、平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者割合の目標値は0%となります。

■就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）		0人
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者		7人
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（B）		7人
【目標値】	平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）／（B）	0%

5-2 障がい福祉サービスの必要な見込量及び確保の方針

平成21年4月から平成23年11月までの障がい福祉サービス利用実績やサービス事業所の動向などを考慮し、将来的なサービス見込量を以下のように算定しました。なお、町単独で、不足するサービスをすべて確保することは困難であるため、圏域で調整し確保に努めます。

(1) 目標年度における障がい者・児の状況

平成23年度における各障がいの手帳所持者数は、過去のデータからの伸び率により推計しました。 ※暫定数値です。

	現状値	推 計 値		
	平成23年12月	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者手帳所持者数	905	887	872	857
療育手帳所持者数	96	94	92	91
精神障害者保健福祉手帳所持者数	145	151	158	165

(2) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の4種類のサービスが該当し、サービスの概要は次のとおりです。

サービス名	概要
①居宅介護（ホームヘルプ）	居宅における入浴、排せつなどの身体介護や、居室の清掃や食事の準備などの家事援助を提供します。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由で、常時介護を要する方が対象となります。居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。
③行動援護	知的又は精神の障がいにより、行動上著しい困難がある方で常時介護を必要とする方が対象となります。行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
④同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時などに同行し、移動に必要な支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い方を対象とし、居宅介護をはじめとする複数の福祉サービスを包括的に提供します。

【現状と課題】

居宅介護（ホームヘルプ）の利用は増加傾向にあり、町内にある1事業所を中心にサービス提供が実施されています。アンケート結果によると、当該サービス利用者のうち、「十分な量ではなかった」という人はごく僅かで、利用している人のニーズはほぼ満たしているといえますが、利用意向を示している未利用者も若干みられます。このような状況を考慮すると、今後も利用は増加していくものと予想され、サービス供給体制の確保が必要です。

一方、重度訪問介護や行動援護については、利用が少人数であり、比較的使用実績が安定しているものの、そもそも利用者自体が少ないため、利用者数の変動によるサービス供給量への影響も顕著に表れることから、引き続き柔軟なサービス提供体制の確保が求められます。

なお、平成23年10月から制度がスタートした同行援護については、現在、利用者はいません。

【サービスの見込量】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	201時間 18人	235時間 21人	269時間 24人
重度訪問介護	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人
同行援護	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人
行動援護	76時間 3人	86時間 3人	86時間 3人
重度障害者等包括支援	0時間	0時間	0時間
計	277時間 21人	321時間 24人	355時間 27人

【サービス確保の方針】

町内及び近隣市町の事業者に対して、需要に応じた柔軟なサービスの提供や従事者の確保を要請するとともに、介護保険制度による訪問介護事業所で障がい者に対するサービスが提供できるよう調整を図りながら、必要なサービス量の確保に努めます。また、利用者に対しては、情報提供の充実に努めるなど、必要なサービスを適切に利用できるよう支援します。

(3) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所（ショートステイ）の8種類のサービスが該当し、サービスの概要は次のとおりです。

なお、第2期計画まで日中活動系サービスに含まれていた児童デイサービスについては、法改正に伴って、平成24年度から児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス事業」等に移行しますが、放課後のみならず、夏休み等の利用ニーズが根強くあることから、的確なサービス供給が必要です。

サービス名	概要
①生活介護	常時の介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
②自立訓練（機能訓練）	一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。
③自立訓練（生活訓練）	一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。
④就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑤就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な65歳未満の人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑥就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑦療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護を行います。
⑧短期入所 （ショートステイ）	居宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【現状と課題】

現在、町内に日中活動の場を提供する事業所は、すいせんひろばがあるだけで、周辺市町に依存している状況にあります。

障がいのある人の多様化するニーズに対応し、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、周辺市町にある事業所や知多南部地域自立支援協議会と連携して、サービスの提供体制の拡充と必要量の確保に努める必要があります。

【サービスの見込量】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	790 人日 40 人	810 人日 41 人	830 人日 42 人
自立訓練（機能訓練）	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人
自立訓練（生活訓練）	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人
就労移行支援	10 人日 1 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人
就労継続支援（A型）	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人
就労継続支援（B型）	120 人日 7 人	120 人日 7 人	120 人日 7 人
療養介護	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人
短期入所	70 人日 6 人	70 人日 6 人	70 人日 6 人

【サービス確保の方針】

障がい者が希望する日中活動を提供できるように、現利用者に加えて、特別支援学校の卒業生の利用に伴う利用増加も加味しながら、町内外の事業者と連携して、サービスの提供体制の拡充と必要量の確保に努めます。

(4) 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援の3種類のサービスが該当し、サービスの概要は次のとおりです。

サービス名	概要
①共同生活援助（グループホーム）	就労している人及び就労移行支援等の日中活動を利用している人で、介護を必要としない人に、共同生活住居で、食事の提供や、日常生活上の援助を行います。
②共同生活介護（ケアホーム）	介護を必要とする人に、共同生活住居で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
③施設入所支援	夜間に介護を必要とする人に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、住まいの場を提供します。

【現状と課題】

グループホーム、ケアホームは、福祉施設等からの地域生活への移行や自宅等を出て住み慣れた地域で暮らすことを希望する人の住まいの場であり、将来的に利用を希望する人も多く必要不可欠なサービスです。

現在、町内には、ケアホームが1か所ありますが、近隣市町のグループホーム等にも少なからず依存しているのが現状です。また、平成24年4月にケアホームに転換する施設が1か所ありますが、現在の入所者が引き続き利用していくものであり、新たな定員増は予定されていません。

今後とも大幅な需要増は見込まれないものの、将来的には、介護者の高齢化に伴う需要が発生することも予想されることから、経過を注視しながら必要なサービス量の確保に対応していく必要があります。

【サービスの見込量】

(1月当たり)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助(グループホーム)	8人	8人	8人
共同生活介護(ケアホーム)			
施設入所支援	9人	9人	9人

【サービス確保の方針】

居住系サービスは、個々の生活設計を踏まえながら、長期的観点に立った計画が必要となることから、本人や家族と十分に相談しながら今後のサービス利用支援を図ります。

また、広域的な対応も視野に入れつつ、サービス提供事業者等に対し、グループホーム・ケアホームの整備を働きかけるとともに、できる限り身近な地域でサービスが提供できるよう、町の施設や土地など既存ストックの有効活用などについても適宜検討しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(5) 相談支援（サービス等利用計画の作成）

【現状と課題】

制度改正に伴って、サービス等利用計画の対象者は、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までにすべてのサービス利用者を対象にサービス等利用計画を作成することになりました。

サービス利用者が必要なサービスを継続的に利用できるよう、サービス等利用計画の対象者拡大に対応した相談支援体制を充実していく必要があります。

【サービスの見込量】

(1月当たり)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	2人	5人	12人
地域移行支援	0人	0人	0人
地域定着支援	1人	1人	1人

【サービス確保の方針】

制度改正に伴う事業であるため、今後の状況を見据えながら、広域的な対応の中でサービスが提供できるよう努めます。

また、サービス等利用計画作成対象者への制度利用の周知を図ります。

5-3 地域生活支援事業の必要な見込量及び確保の方針

平成21年4月から平成23年11月までの地域生活支援事業の利用実績などを考慮し、将来的なサービス見込量を以下のように算定しました。

町単独で、確保することは困難なサービスについては、圏域で調整しながらサービスの確保に努めます。

(1) 相談支援事業

【現状と課題】

相談支援事業については、平成18年10月から武豊町、美浜町と共同し、「知多南部相談支援センター（社会福祉法人共生福祉会、特定非営利活動法人ゆめじろう）」に委託することによって、専門的できめ細かな相談に応じています。

【サービスの見込量】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター	未実施	未実施	未実施
虐待等防止地域協議会	実施	実施	実施

【サービス確保の方針】

本町の規模や知多南部地域の状況を踏まえると、基幹相談支援センターを設置せず、引き続き「知多南部相談支援センター」を中心にして、障がいのある人やその家族等の相談に応じていくものとします。

障がいのある人に対する虐待や差別の防止に向けて、住民等からの虐待に関する通報に対応するとともに、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図り人権擁護に努めます。また、そのため、知多南部地域自立支援協議会の一部会として虐待等防止地域協議会を設置することを検討します。

(2) 成年後見制度利用支援事業

【現状と課題】

認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない人たちの権利を擁護し、成年後見制度の適切な利用促進を図るため、平成20年4月から知多地域5市5町共同で成年後見制度に関する相談や本人に代わって申し立てを行う支援を「知多地域成年後見センター」に委託しています。

本町では、現在、3人が成年後見制度を利用していますが、今後、新たな利用者が見込まれることから、その対応が求められます。

【サービスの見込量】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	5人	5人	5人

【サービス確保の方針】

知多地域成年後見センターを広く周知し、成年後見制度の円滑な利用促進を図ります。また、「日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)」の周知と円滑な利用促進に努めます。

(3) コミュニケーション支援事業

【現状と課題】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っていますが、手話通訳者派遣件数、要約筆記者派遣件数はともに僅かですが、今後とも安定的かつ柔軟にサービス提供できるようにする必要があります。

【サービスの見込量】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者設置事業	0人	0人	0人
手話通訳者派遣事業	3回/年	3回/年	3回/年
要約筆記者派遣事業	1回/年	2回/年	2回/年

【サービス確保の方針】

聴覚の障がいのある人の地域生活支援の推進を図るため、引き続き手話通訳者等の派遣事業、南知多町社会福祉協議会を通じて、手話通訳・要約筆記者を養成する講座等を実施することなどにより、サービス提供体制の確保に努めます。

(4) 日常生活用具給付等事業

【現状と課題】

障がいのある人が日常生活での不便を解消し、より便利な生活を営むために必要な日常生活用具の給付を行っています。特に、排せつ管理支援用具の給付（ストーマ装具）が増加しており、障がいのある人の状況やニーズに応じた適切な提供が求められています。

【サービスの見込量】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護訓練支援用具	1 件/年	1 件/年	1 件/年
自立支援用具	1 件/年	1 件/年	1 件/年
在宅療養等支援用具	1 件/年	1 件/年	1 件/年
情報意思疎通支援用具	14 件/年	14 件/年	14 件/年
排せつ管理支援用具	370 件/年	382 件/年	394 件/年
住宅改修	1 件/年	1 件/年	1 件/年

【サービス確保の方針】

障がいのある人の自立支援の観点から、継続的な利用が必要となる用具を適切に把握し計画的な給付に努めます。また、適切な利用促進を図るために各サービスの周知に努めます。

(5) 移動支援事業

【現状と課題】

屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行っています。移動支援サービスを提供する事業者は、平成24年2月現在、6か所（うち町内事業者1か所）が本町に登録しています。

なお、重度の視覚障がい者については、同行援護としてサービスが提供されることとなりますが、前述のとおり当面は利用者の見込みはありません。

【サービスの見込量】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	事業所数	6か所	6か所	6か所
	利用者数	延べ86人/年	延べ86人/年	延べ86人/年
	時間	1,010時間/年	1,010時間/年	1,010時間/年

【サービス確保の方針】

障がいのある人の社会参加促進を図るため、サービス提供事業者や相談支援事業者と連携を図りつつ、ケアマネジメントの実施や支援計画の作成等により必要なサービス量の確保に努めます。

(6) 地域活動支援センター

【現状と課題】

町内には、地域活動支援センターはありませんが、武豊町にある「ひろばわっぱる」と美浜町にある「ワークルームかもめ」が地域活動支援センターとして、障がいの種別にかかわらず利用できるサロンの役割を持たせたフリースペース事業を実施しています。現在、双方合わせて本町の障がい者19人が登録し、利用しています。

【サービスの見込量】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
基礎的事業	事業所数(町外)	2か所	2か所	2か所
	実利用者数	20人	20人	20人

【サービス確保の方針】

障がいのある人の日中活動の場として重要あることから、引き続き、2市3町の委託事業により、地域活動支援センター「ひろばわっぱる」と「ワークルームかもめ」の充実に努めます。

(7) 日中一時支援事業等

【現状と課題】

「その他の地域支援事業」の中でも、日中一時支援事業の利用者が大きく増加し、見込量を上回りましたが、隣接町の事業者が児童デイサービスを行ったこともあり、平成22年度をピークに平成23年度は大幅に減少しました。

日中一時支援事業は、障がいのある子の放課後や長期休暇の過ごす場としてのニーズや、介護の負担軽減の観点のサービス(レスパイト的なサービス)としての期待があり、引き続き安定的なサービス提供が必要です。

家庭において、長期にわたり入浴することができない身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供する「訪問入浴サービス事業」については、これまで安定して1名の利用があったものの、亡くなられたことから平成23年度現在利用者は0人となっていますが、今後1名の利用が見込まれています。

一方、身体に障がいのある人に対し、就労、通院、通学等のため普通自動車の免許を取得する際に、その取得費の一部を助成する「身体障害者自動車運転免許取得費助成事業」や身体に障がいのある人で免許の条件が付されている人に対し、就労、通院、通学等のため、自己が所有する自動車の操行装置等の一部を改造する費用の一部を助成する「身体障害者用自動車改造費助成事業」についても少人数に限られますが、利用が見込まれます。

【サービスの見込量】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	63人日/年	63人日/年	63人日/年
訪問入浴サービス事業	1人/月	1人/月	1人/月
自動車改造助成事業	1件/年	1件/年	1件/年
自動車運転免許取得費助成事業	1件/年	1件/年	1件/年

【サービス確保の方針】

日中一時支援事業については、必要なサービス量をサービス提供事業者と連携し確保します。なお、日中一時支援事業の障がいのある子の放課後や長期休暇の過ごす場としての利用ニーズ等については、平成24年度から開始される児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス事業」を含む児童発達支援などとともに、障害児施設・事業の一元的な実施体制の構築に努めることで対応します。

一方、「訪問入浴サービス事業」と「身体障害者自動車運転免許取得費助成事業」や「身体障害者用自動車改造費助成事業」については、そもそも利用者が少ないため、利用者数の変動によるサービス供給量への影響も顕著に表れることから、引き続き柔軟なサービス提供に努めます。

5-4 その他の地域生活を支えるサービスの充実

(1) バス・船運賃助成事業

障がいのある人の社会参加促進とその際の経済的負担軽減のため、身体障害者手帳の1・2級所持者、療育手帳のA判定所持者、精神障害者手帳の1・2級所持者の希望者を対象に、海っ子バス・知多バスと名鉄海上観光船の無料乗車券を交付します。

(2) タクシー料金助成事業

障がいのある人の社会参加促進とその際の経済的負担軽減のため、身体障害者手帳の1・2級所持者、療育手帳のA判定所持者、精神障害者手帳の1・2級所持者の希望者を対象に、外出する際に利用するタクシー料金の一部を助成します。

(3) 通園・通学援助事業

身体障害者手帳の1・2級所持者、療育手帳のA判定所持者、精神障害者手帳の1・2級所持者が施設などへ通園・通学する場合の経済的負担軽減のため交通費の一部を助成します。(海っ子バス・知多バス：内海駅又は河和駅まで、名鉄海上観光船：師崎港又は河和港まで)。

第6章 計画推進に向けて

6-1 計画や制度の周知と地域住民の理解促進

障がいのある人が自らの意思で障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等のサービスを利用しながら、それぞれの能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を送ることができるようにするため、広報や各種パンフレット、町のホームページなど多様な機会を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供に努めます。

また、地域住民の障がいや障がい者に対する理解を深めるため、本計画の理念と概要の周知を図り、障がいの有無にかかわらずお互いが支えあうことができる共生社会をめざします。

6-2 計画の推進体制の充実

(1) 関係各課の連携強化

障がい者福祉にかかる事業は、中枢である保健・医療、福祉、教育に加え、労働、経済、地域振興、生活環境等、多くの分野・機関にまたがっています。このため、関係各課が本計画の理念を共有化した上で、相互に連携・協力し、横断的に施策・事業の推進を図ります。

(2) 障害福祉圏域等との連携強化

半島であるという地理的条件もあって本町内における障がい福祉サービス基盤だけでは十分ではありません。このため、必要なサービス量を確保するため、県はもとより、本町が属する障害福祉圏域である知多半島圏域や知多南部地域（本町、武豊町、美浜町）における関係機関との連携を密にすることによって、必要なサービスの安定的な確保に努めます。

(3) 町民や関係団体との協働

障がいのある人が暮らしやすい社会を実現するためには、地域社会を構成する町民やボランティア団体、NPO、サービス提供事業者、一般企業・事業者、南

知多町社会福祉協議会、行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互連携を図りながら、総合的かつ効果的に本計画を推進していくことが大切です。

このため、知多南部地域自立支援協議会を活用し、社会資源の開発・改善、本計画の推進に関する必要な事項の検討や着実なサービス供給体制づくりなどを推進するとともに、障がいのある人を支えるネットワークの構築に努めます。

(4) 計画の達成状況の点検と評価

本計画を的確に推進していくため、毎年、計画の進捗状況や達成状況を点検・評価し、それを次年度以降の施策・事業の実施に反映していく方法で計画の進行管理を進めます。

こうした計画の進行管理やその過程で生じる計画の見直しは、行政内部だけでなく、適宜、知多南部地域自立支援協議会や南知多町障がい者計画策定委員会を通じて実施するものとします。また、必要に応じて障がい者の意向や利用状況を把握し、施策・事業の検討、調整を行います。